

お知らせ

西尾市役所代表 ☎56・2111
 一色支所代表 ☎72・7111
 吉良支所代表 ☎32・1111
 幡豆支所代表 ☎62・5511

催し

いきものふれあいの里 4月の催し

●里山散策・桜・れんげ・た
 んぼぼウォーキング
 日時 4月5日(日) 午前9時
 30分～正午
 集合場所 ネイチャーセンタ
 ー (いきものふれあいの里
 内)
 内容 いきものふれあいの里
 のセンターゾーンとサブゾ
 ーンの里山を散策しながら、
 里山の春を発見します。
 定員 30人 (先着順)
 参加料 無料
 講師 川江喜久代氏
 持ち物など 水筒、帽子、動
 きやすい服装など
 申込期間 3月22日(日)～4月
 4日(土)



●竹林の整備・春の恵みを食 そとく竹の子掘り

日時 4月12日(日) 午前9時
 30分～午後1時30分
 集合場所 ネイチャーセンタ
 ー (いきものふれあいの里
 内)
 内容 里山の竹林整備を行い
 ながら、たけのこを掘り、
 たけのこご飯などを食べま
 す。
 定員 20人 (先着順)
 材料費
 ▼中学生以上 2000円
 ▼小学生 1000円
 ※小学生未満は無料。
 講師 中根賢次郎氏
 持ち物など 水筒、帽子、作
 業のできる服装など
 申込期間 3月29日(日)～4月
 11日(土)

●里山保全活動・万燈山を手 入れしよう

日時 4月18日(土) 午前9時
 ～11時30分
 集合場所 サブゾーン駐車場
 (長圓寺駐車場隣)
 内容 万燈山の野鳥の森周辺

で、下草刈りのボランティア
 ア作業を行います。

参加料 無料
 講師 当園職員
 持ち物など のこぎり、鎌、
 軍手、作業のできる服装な
 ど

申込期間 4月4日(土)～17日
 (金)

●体験学習会・春の俳句

日時 4月26日(日) 午前9時
 30分～正午
 集合場所 ネイチャーセンタ
 ー (いきものふれあいの里
 内)
 内容 里山を歩きながら春の
 植物を観察し、俳句を読み
 ます。
 定員 30人 (先着順)
 参加料 無料
 講師 服部くらら氏
 持ち物など 動きやすい服装、
 筆記用具など



岩瀬文庫 市民ギャラリー案内

問合せ先 文化振興課庶務担当
 (☎56・6660/岩瀬文庫内)

期間・イベント名

3月17日(火)正午～22日(日)午後4時…
 | N写友会

3月24日(火)午前11時～29日(日)午後3
 時…花むすび会

4月14日(火)午後1時～19日(日)午後4
 時…小京の会展

▶開館時間…午前9時～午後5時

▶休館日…月曜日。月曜日が祝日の

場合は火曜日も休館 ▶入場料…無

料 ※市民ギャラリーに展示したい
 方は、利用する週の月の6か月前の
 月始めに、直接岩瀬文庫へ。先着順。
 電話での申し込みはできません。

申込期間 4月12日(日)～25日
 (土)

◆共通事項

申込・問合せ先 電話でネイチ
 ャーセンター(☎52・02
 66)へ。ただし、月曜日
 と3月24日(火)を除く。
 その他 小学生以下のお子さ
 んが参加する場合は、保護
 者同伴でお越しください。

天体観望会

太陽の黒点やプロミネンス、
 月、水星、金星、火星、木星、
 星団、二重星などを観察しま
 す。

日時など 4月4日(土)・18日

(土) ▼太陽観望会：午後2
 時～4時 ▼夜間観望会：

午後7時～8時30分

※4日(土)は「皆既月食」を

観察するため、夜間観望
 会を午後9時30分まで行
 います。

参加料 無料

その他 ①事前申し込みは不
 要 ②夜間観望会に中学生
 以下のお子さんが参加する
 場合は、保護者同伴でお越
 しくください ③悪天候の場
 合は中止します。曇天など、
 不明な場合はお問い合わせ
 ください。

場所・問合せ先 寺津ふれあい
 センター(☎58・1177)



文化協会合同美術展

西尾・一色地域・吉良地域・幡豆地域の各文化協会会員による洋画、日本画、彫塑の作品を展示します。

日時 3月23日(月)～27日(金)

午前9時～午後5時

※23日(月)は午後1時開場、27日(金)は正午閉場。

場所 市役所多目的室BCD E(1階)

問合せ 文化振興課庶務担当
 (☎56・6660 / 岩瀬文庫内)

福祉

交通遺児となった学生などの就学を援助します

西尾市まどか基金では、交通遺児家庭の就学援助費を支給していますので、ご利用ください。

対象 交通事故で片親または両親(父母以外に扶養されていた方は、その扶養者)を亡くした方のうち、学校教育法に基づく高等学校や大学、専門学校、専修学校

に在学している方

支給額 対象の保護者に対して1人につき月額1万円

支給月 ▼4月～9月分：9月支給 ▼10月～翌年3月分：3月支給

※申請の翌月分から支給。

その他 提出書類や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 ことも福祉担当 (☎65・2108)

市遺児手当を振り込みます

市遺児手当3月期分(26年10月～27年3月分)を3月31日(火)に振り込みます。金融機関でご確認ください。

問合せ 子育て支援課 手当担当 (☎65・2109)



シルバー元気教室

シルバー元気教室は、寝たきりなど介護が必要な状態にならないように、心身の衰えを予防・回復しようという介護予防に取り組む無料の教室です。いつまでもいきいきと自分らしく過ごせるように、一緒に頑張りましょう。

対象 65歳以上で、要支援・要介護認定を受けておらず、介助なしで教室に参加できる方。健康状態の悪い方は、参加できないことがありますので、

問合せ 長寿課地域支援事業担当(☎65・2120)

事前にご相談ください。

初回日時と場所 下表のとおり(毎月2回)

※その後の日程は、初回開催日にお知らせします。

内容 健康体操、体力測定、レクリエーション、健康講座(口腔、栄養、認知症予防)、血圧測定(月1回)など

参加方法 初回参加時に申込書を記入し、健康チェックをした結果で、参加の可否を決定します。

教室名	会場	初回開催日	通常開催日	時間
西尾	老人の家 鶴城会館	4月7日(火)	火曜日	午前10時～11時30分 ※受付時間は午前10時30分まで。
西野町	西野町ふれあいセンター	4月14日(火)	火曜日	
福地南部	福地ふれあいセンター	4月1日(水)	水曜日	
鶴城	高齢者交流広場 さくら会館	4月8日(水)	水曜日	
福地北部	鶴ヶ池町公民館	4月2日(木)	木曜日	
平坂	ざる久(2階/平坂町)	4月9日(木)	木曜日	
一色	一色健康センター	4月9日(木)	木曜日	
東幡豆	東幡豆老人憩の家	4月9日(木)	木曜日	
三和	三和ふれあいセンター2階	4月10日(金)	金曜日	
横須賀	横須賀老人憩の家	4月10日(金)	金曜日	
池田	池田ふれあい会館	4月6日(月)	月曜日	午後1時30分～3時 ※受付時間は午後2時まで。
中畑	中畑公民館	4月13日(月)	月曜日	
徳次	高齢者交流広場 とくつぎ福祉会館	4月7日(火)	火曜日	
前野	一色老人福祉センター	4月7日(火)	火曜日	
西幡豆	幡豆老人憩の家	4月7日(火)	火曜日	
田貫	田貫公民館	4月14日(火)	火曜日	
米津	米津ふれあいセンター	4月14日(火)	火曜日	
白浜	白浜老人憩の家	4月8日(水)	水曜日	
津平	津平老人憩の家	4月2日(木)	木曜日	
伊文	高齢者交流広場 伊文福祉会館	4月9日(木)	木曜日	
矢田	矢田ふれあいセンター	4月9日(木)	木曜日	
寺津	寺津ふれあいセンター	4月9日(木)	木曜日	
八ツ面	八ツ面ふれあいセンター	4月9日(木)	木曜日	
室場	室場ふれあいセンター2階	4月10日(金)	金曜日	

児童手当・遺児手当などの支給制度について

●児童手当

対象 中学校修了前のお子さんを養育している方

●児童扶養手当・県遺児手当

対象 両親や父親または母親がいない家庭（離婚や死亡、1年以上の行方不明や拘禁未婚などの理由）、または父親か母親に障害者手帳1・2級程度の障害がある家庭で、18歳以下のお子さんを養育している方

支給期限

▼児童扶養手当・市遺児手当：お子さんが18歳になった年度末

※障害のあるお子さんの児童扶養手当は満20歳の児童扶養手当は満20歳

▼県遺児手当：支給開始年月から5年間か、お子さんが18歳になった年度末のどちらか早い方

●特別児童扶養手当

対象 一定の障害のある20歳未満のお子さんを養育している方

障害の程度

①身体障害：1～3級程度
4級は一部該当

②重度知的障害：おおむね



その他 この他、市民病院以

療育手帳A、B判定
③自閉症などにより、日常生活に著しい制限を受けている

その他 所得の制限がありません。

問合せ 子育て支援課手当担当（☎65・2109）

保健

市民病院小児科の時間外診察を行っています

市民病院では、医師不足のため小児科の時間外診察を一部休止していますが、金曜日と土曜日に小児科の時間外診察を行っています。緊急の場合にご利用ください。

診察時間

▼金曜日：午後2時～10時
▼土曜日：午前9時～午後6時

一緒にあそぼー！

外の小児科専門医が、不定期で時間外診察を行っています。詳しくはお問い合わせください。市民病院ホームページでも閲覧できます。

問合せ 市民病院総合受付（☎56・3171）

対象

市内在住で、病気や障害のため体に不自由があり、体を動かして心身の衰えを予防したい方（自分で身の回りのことができること）

日時など 4月8日～28年3月の毎水曜日 全18回
午前10時～11時30分

※初回に年間予定を配布。

場所 総合福祉センター第4・5集会室（3階）

内容 みんなで一緒に、いすに座ったままできる運動やゲームなどを行い、体と頭の老化を予防します。

定員 10人
参加料 1800円（材料費など）

※初回に集めます。

実施団体 健康づくりボランティア
ティアこのゆびとまれ

申込・問合せ 3月23日（月）から、直接または電話で西尾市保健センター（☎57・0661）へ。

27年度市民活動推進事業補助金の申請団体を募集

市民の創意と工夫を生かした豊かな地域社会を実現するために、市民による不特定多数の利益の増進に寄与する活動（市民活動）に対し、補助金を交付します。

対象団体、要件など 下表のとおり

補助金交付の限度 市民活動を行う団体について、同一の市民活動団体が実施する同一の補助対象事業は2回を限度。また、2年連続して補助金の交付を受けた市民活動団体は、その後2年間はこの補助金の交付を受けることができません。

申込方法 提出書類に必要事項を記入の上、直接地域支援協働課へ。申請書類などは同課に用意。市ホームページからもダウンロードできます。

問合せ 地域支援協働課市民協働担当（☎65・2178）

対象団体	団体の要件	補助の対象となる要件	補助対象経費	補助金額	申込期間
市民活動を行う団体	構成員が10人以上で、多数決の原則および代表者の権限を規定する規約、または会則等を有していることなど	○27年度中に実施される活動で、小学校区以上の区域を対象とする活動 ○国・県・市などから他に補助金を受けていない活動	申請する市民活動事業に必要な費用。※団体の運営にかかる費用は対象外。	補助対象額が5万円未満の場合は全額。補助対象額が5万円以上の場合は補助対象額の2分の1の額と5万円のいずれか多い方の額（限度額は10万円）。※予算の範囲内。	4月1日（水）～30日（木）
NPO法人を設立しようとする市民活動団体		○27年度中に設立登記が完了予定 ○市内に主たる事務所の所在地および代表の住所がある	NPO法人の認証取得申請費用、市民への周知費用など		4月1日（水）～8月31日（月）



一色健康体操教室

正しい姿勢づくりとストレッチを目的とした体操で、日ごろの運動不足を解消しましょう。

対象 市内在住の方

日時など 4月16日(木)、5月7日(木)・21日(木)、6月4日(木)・18日(木)、7月9日(木)・23日(木)、9月3日(木)・17日(木) 全9回 午後1時30分～3時

場所 一色健康センター
 参加料 1000円
 ※初回に集めます。

実施団体 一色健康体操グループ

持ち物など 飲み物、タオル、動きやすい服装、運動靴

申込・問合せ先 3月24日(火)～4月6日(月)に、直接または電話で吉良保健センター(☎32・3001)へ。

その他

旧糟谷邸・尾崎士郎記念館の休館日を変更します

4月から、旧糟谷邸・尾崎士郎記念館の休館日を変更します。

変更後の休館日 月曜日(祝日の場合は開館)、12月29日～1月3日

問合せ先 文化振興課文化財担当(☎56・2459/岩瀬文庫内)



旧糟谷邸

ペットはマナーを守って正しく飼いましょう



犬や猫は、人にとって大切なパートナーです。しかし、一部の飼い主の無責任な行動で多くの方が迷惑しています。ペットを飼うときは、次のことを守ってください。

●犬のふんとおしっこの始末

散歩の途中でしたふんは持ち帰り、おしっこは水で洗い流してください。

●猫の屋内飼育

近所の庭を荒らしたり、ふんなどで迷惑を掛けたりすることがないように屋内で飼育してください。

●ペットの終生飼養

ペットとその子どもは最後まで責任を持って飼ってください。やむを得ず飼うことができなくなった場合は、自らの責任で新しい飼い主を探してください。

●不妊・去勢手術の実施

ペットとその子ども全てに責任を持つのは、簡単ではありません。生まれてから悩むことがないように、不妊・去勢手術の実施をお願いします。一般的に術後の動物は落ち着いた穏やかな性格になり、飼いやすくなるといわれています。

●愛護動物の遺棄は犯罪です

愛護動物を遺棄した者は、法律により100万円以下の罰金に処せられます。

■野犬について■

野犬は狂犬病予防法に基づき捕獲され、その多くが殺処分となります。捕獲も必要ですが、まずは野犬を増やさない取り組みが重要です。捨て犬をなくし、野犬が繁殖しないようにしなければなりません。人間の都合で捨てられた犬たちを、人間の手で増やさないようにしましょう。

●野犬に餌を与えない

野犬には絶対に餌を与えないでください。また、野犬が餌を手に入れにくい環境にするため、生ごみを畑に捨てたり、飼い犬の餌などを屋外に放置したりしないように管理してください。

●野犬を見掛けたら

威嚇しないよう、野犬の目を見ずにゆっくりと離れてください。野犬の捕獲は、県動物保護管理センターが行っています。捕獲の依頼は、同センターへ連絡をお願いします。

▶県動物保護管理センター

(☎0565・58・2323)

問合せ先 環境保全課環境保全担当(☎34・8111/クリーンセンター内)



資源集団回収事業の
報奨金交付説明会

市では、ごみの減量と資源の再利用を推進するため、資源の集団回収を行う団体に報奨金を交付しています。

この事業の説明会と団体登録を行いますので、希望する団体はお越しください。

対象 資源回収を行い、次の①～③全てに該当する団体

- ①市内に活動拠点を持つ
- ②地域社会に貢献できる
- ③営利を目的としない

日時など 4月4日(出)
 ▼西尾地区：午前9時30分～10時30分

▼一色・吉良・幡豆地区：午前11時～正午

場所 クリーンセンター研修室(管理棟2階)

持ち物 筆記用具、報奨金振り込み希望の預金通帳

問合せ先 ごみ減量課ごみ減量担当(☎34・8113/クリーンセンター内)

公園整備のための土地をお貸しください

市には、市街化区域内における身近な公園が不足しています。土地を取得する場合、



整備費が多くなるため、市では、土地所有者の協力により、無償で土地を借地し、公園の整備を進めます。

なお、ご協力いただける場合、土地所有者の負担軽減措置として、固定資産税・都市計画税が非課税となります。

対象 次の①～④全てに該当する土地を所有している方

- ①市街化区域内の土地で、公園として10年以上無償で利用できる土地
- ②面積が1000㎡以上2500㎡未満で、整形地である土地
- ③幅4m以上の公道に、2か所以上の出入口を設置できる土地
- ④その他、市が定める条件に適合する土地

申込・問合せ先 4月1日から随時、直接または電話で公園緑地課維持管理担当(☎65・2149)へ。

情報通信

募集
国税専門官採用試験

▶**受験資格**／昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの方または平成6年4月2日以降生まれで大学を卒業した方、平成28年3月までに大学を卒業する見込み(いわゆる飛び級)の方▶**申込期間**／インターネット…4月1日(水)～13日(月)、郵送・持参…4月1日(水)・2日(木)※当日消印有効。▶**試験日**／第1次試験…6月7日(日)、第2次試験…7月14日(水)～22日(水)のうち、いずれか指定する日▶**問合せ先**／名古屋国税局総務部人事第二課試験係(☎052・951・3511)

募集
油ヶ淵流域水環境モニタリンググループ

県では、油ヶ淵流域河川などの水環境を把握するため、現在、市民モニタリンググループ20団体や県などにより、81地点で「油ヶ淵流域水環境モニタリング」を実施しています。このモニタリング調査への新規参加者を随時募集しています。▶**対象**／油ヶ淵流域にお

いて環境保全のボランティア活動を行っている団体(市民団体、NPO、企業、学校、家族など。一人での参加は不可)▶**内容**／毎月1回、担当する調査地点で水質を調査し、結果をウェブサイト「油ヶ淵電子図書館」に登録します。必要な資材やマニュアルは配付します。▶**調査地点**／油ヶ淵流域内の公共用水域(油ヶ淵湖岸、河川、農業用排水路など)▶**申込・問合せ先**／電話で県水地盤環境課(☎052・954・6219)へ。

税
自動車の譲渡・廃車などの手続きはお早めに

◎**登録手続きはお早めに**／自動車税は、毎年4月1日現在に自動車をお持ちの方に課税されます。お持ちの自動車を売却(下取りに出すなど)や廃車したとき、または住所を変更したときは、必ず運輸支局で必要な手続きを行ってください。◎**グリーン化特例の見直し**／27年度から、新車新規登録後13年(ディーゼル車は11年)を経過した一定の自動車の税率を重くする特例措置について、重課割合が

おおむね15%増(現行おおむね10%増)に見直されます。また、環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置については、対象となる車種や条件を見直した上で、軽減割合の引き上げが行われます。▶**問合せ先**／西三河県税事務所(☎0564・27・2712)

相談
認知症電話相談

県では、認知症介護でお悩みの方を支援するため、電話相談を受け付けています。周囲に話しづらい悩みごとがある方や日中家を空けられない方でも相談できます。認知症に関する知識や介護の方法など、何でも気軽にお問い合わせください。少しでも心が軽くなり、元気を出してもらえるよう、認知症介護経験者が丁寧に対応します。▶**相談日時**／平日の午前10時～午後4時。※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。▶**相談専用電話番号**／☎0562・31・1911▶**相談員**／「公益社団法人認知症の人と家族の会」愛知県支部会員▶**その他**／秘密は厳守します。▶**問合せ先**／県高齢福祉課(☎052・954・6310)